

平成24年10月22日

(宛先) 各 部 局 長

各総合行政センター所長

財 務 部 長

平成25年度予算編成について

このことについて、「平成25年度予算編成方針」を策定したので、この方針に基づき、平成25年度の予算編成に取り組むこととする。

平成25年度の財政見通しは、引き続き、極めて厳しい状況が続くものと考えているが、そのような中であっても、本年度から始まった、総合計画・後期基本計画及び環境未来都市計画、第2期中心市街地活性化基本計画に位置付けた施策を着実に推進し、「人・まち・自然が調和する 活力都市とやま」を目指して、富山市が未来に向かって大きく発展し、市民一人ひとりが将来に希望を持てるような予算となるようにしなければならない。

各部局並びに総合行政センターにおいては、全職員が市全体を意識しながら、十分に議論を行うとともに、前例にとらわれることなく、あらゆる施策に創意と工夫を凝らして予算編成に取り組むよう、命によって通知する。

平成25年度予算編成方針

1 国の経済財政運営の動向

(1) 我が国の経済情勢等

10月の月例経済報告によれば、景気は、引き続き底堅さもみられるが、世界景気の減速等を背景として、このところ弱めの動きとなっているとされている。

また、先行きについては、当面は弱めの動きが続くと見込まれ、その後は、復興需要が引き続き発現するなかで、海外経済の状況が改善するにつれ、再び景気回復へ向かうことが期待されるが、欧州や中国等、対外経済環境を巡る不確実性は高く、こうしたなかで、世界景気のさらなる下振れや金融資本市場の変動等が、我が国の景気を下押しするリスクとなっているとともに、収益や所得の動向、デフレの影響等にも注意が必要であるとされている。

(2) 国の予算編成の動向

国の予算編成においては、高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や、成長分野などに強いインセンティブ付けを行った概算要求組替え基準としたことなどにより、東日本大震災の復興関連予算を含めた概算要求総額は、4年連続で過去最大規模となっている。政府は、新規国債発行額及び国債費を除く「歳出の大枠」について、それぞれ前年度と同水準を上限とすることとしており、今後の予算編成作業においては、税収が大きく伸びない中での財源確保と、この概算要求総額を「歳出の大枠」に収めるための要求額の圧縮が大きな課題となっている。

一方、衆議院解散・総選挙などの政局の動向によっては、政権交代に伴う予算編成作業の大幅な見直しが行われる可能性もあり、今後とも、国の動向を十分に注視していかなければならない。

(3) 地方自治体を取り巻く状況

長引く景気低迷等により地方税収が減少する一方、少子高齢化などに伴い社会保障関係経費が増加するとともに、臨時財政対策債の発行などにより平成24年度末には地方の借入金残高が約200兆円にも達すると見込まれるなど、地方財

政は、極めて厳しい状況が続いている。

また、国の予算編成の内容次第では、一段と厳しい財政運営を強いられることも考えられる。

こうしたなか、地方自治体は、分権型社会の実現に向けた的確な行財政運営を推進するため、地方の創造性・自立性を高めるとともに、簡素で効率的な行政を実現するため、定員管理や給与の適正化、民間委託の推進など、引き続き、行財政改革に強力に取り組むことが重要となっている。

2 富山市の財政運営の現状とまちづくりの主要課題

(1) 富山市の財政状況

本市の平成25年度の財政見通しは、歳入では、給与所得の増加により個人市民税は一定の増収が見込めるものの、法人実効税率の引下げの影響などにより法人市民税は減収となる見込みであり、固定資産税についても大幅な増収は見込めない。また、国の概算要求では、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた額は本年度と同程度となっていることから、本市においても、地方交付税等の大幅な増収を見込むことは難しい。このため、一般財源総額の大幅な伸びは期待できない。

一方、歳出では、扶助費や公債費などの義務的経費の増加が見込まれるとともに、医療や介護にかかる特別会計への繰出金の増加が見込まれる。また、総合計画・後期基本計画や環境未来都市計画、第2期中心市街地活性化基本計画に位置付けた事業の着実な進捗を図るための経費や、地域経済の活性化等に資する経費も盛り込む必要がある。

このような状況から、平成25年度は、本年度と同様に、極めて厳しい財政運営を強いられることが予想される。

(2) まちづくりの主要課題

このように厳しい財政状況ではあるが、総合計画に位置付けた施策を着実に推進し、本市が目指す都市像「人・まち・自然が調和する 活力都市とやま」の実現のため、

- ① 人口減少と少子化、超高齢社会への対応

- ② 危機管理・防災対策
- ③ 環境政策
- ④ 広域的な拠点性の向上
- ⑤ コンパクトなまちづくり
- ⑥ 地域産業の活性化

など、まちづくりの主要課題に引き続き取り組む必要がある。

3 平成25年度予算編成の基本的考え方

(1) 財政の健全性の堅持

平成25年度の予算編成にあたっては、財政の健全性を堅持するため、市税等の一般財源の確保に努めるとともに、聖域なき歳出の抑制を図り、見込みうる一般財源の範囲内で予算の重点的・効率的な配分に努めなければならない。

また、将来にわたって持続可能な健全財政を確保するため、市債発行をできる限り抑制するとともに、発行にあたっては、地方交付税措置等の財政支援がある有利な市債を活用することとする。また、財政調整基金はできる限り取り崩さないこととする。

(2) 事業再点検と事務事業の徹底した見直し

「事業再点検」の点検結果を、平成25年度当初予算に反映させることとする。

また、「事業再点検」の対象となっていない事務事業についても、無駄の排除、コスト削減、事業の評価など、あらゆる視点から徹底した見直しが不可欠である。

このため、すべての事務事業を、

- ① 発想を抜本的に転換し、事業の厳選を図る。
- ② 行政直営方式を見直し、民間委託、民営化など民間の力を活用する。
- ③ 適正な受益者負担を求め、全体として市民負担の増加を回避する。
- ④ 真に必要な人に必要なサービスを、選択的に提供する。

などの観点から、ゼロベースからの徹底的な見直しを行うこととする。

(3) 予算の重点的・効率的な配分

「人・まち・自然が調和する 活力都市とやま」の実現を目指して、総合計画・後期基本計画をはじめ、環境未来都市計画や第2期中心市街地活性化基本計画に位置付けた事業の着実な推進や、地域経済の活性化等に資する事業などに、限られた財源の重点的・効率的な配分を行うこととする。

(4) 骨格予算

平成25年4月に市長の任期が満了となることから、市長の政策的判断が必要とされる新規事業、拡充事業及び継続事業のうち当初予算に計上しなくても市民生活に支障をきたさない事業については、市長選挙後の補正予算において計上することとし、平成25年度当初予算は、これらの事業を除いた骨格予算として編成する。

4 平成25年度予算要求基準

予算編成にあたっては、次に掲げる予算要求基準を設定するので、部局ごとに、その基準に従って、総合行政センターにかかる事業も取りまとめのうえ、予算要求すること。

なお、年度内に予測されるすべての歳入、歳出を漏れなく予算要求すること。

(1) 政策的経費

- ① 政策的経費の要求基準額は、②から⑧に掲げる経費を除き、一般財源ベースで、平成24年度当初予算額（平成23年度3月補正予算に前倒した経費を含む。）に平成25年度に大幅な増減が予想される事業を加味した金額から、総合計画に係る事業（総合計画）はマイナス10%、総合計画以外の事業（その他）はマイナス20%の額の範囲内とする。
- ② 扶助費については、所要額とする。
- ③ 継続費については、契約額とする。
- ④ 県施行事業負担金については、所要額とする。
- ⑤ 繰出金については、所要額とする。

- ⑥ 災害復旧費については、最低限の必要額とする。
- ⑦ 雪対策事業（除雪対策事業及び消雪対策事業。但し、除排雪機械購入費や消雪装置設置費等の投資的経費を除く。）については、所要額とする。
- ⑧ 環境未来都市計画及び第2期中心市街地活性化基本計画に位置付けた新規事業については、所要額とする。

(2) 経常的経費

- ① 人件費、扶助費、公債費等の義務的経費については、所要額とする。ただし、扶助費に含まれる事務費に類する経費については、平成24年度当初予算額からマイナス5%の額の範囲内とする。

なお、扶助費の対象者増等については、過大見積もりによる精算補正が生じないように、厳正に見積ること。
- ② 事務・施設管理的経費については、事業費ベースで、平成24年度当初予算額からマイナス5%の額の範囲内とする。（通知済み）

5 予算要求にあたっての留意事項

(1) 市民・議会等の意見要望の反映

市議会の意見・要望、監査委員及び外部監査の指摘事項に十分留意するとともに、タウンミーティングの場や各種団体などから出された市民の意見・要望、さらには地域審議会をはじめ各種審議会・検討委員会の提言などを十分勘案すること。

(2) 行財政改革の推進

分権型社会の進展に対応し、自立的で持続可能な行財政運営が行えるよう、行財政基盤の強化を図るため、「富山市行政改革大綱」に沿って、定員管理の適正化の推進、事務処理の効率化等の改革に一層積極的に取り組むとともに、事業の実施にあたっては、コスト意識や経営感覚を持って行うこと。

(3) 事業再点検の反映

行政サービスの仕組みや制度の再構築を図るための「事業再点検」の検討結果を平成25年度予算に反映すること。

(4) 事務事業評価による見直し

全ての事業について、「Plan（予算編成）—Do（予算の執行）—Check（評価・検証）—Action（予算への反映）」のサイクルの手法を取り入れながら、事務事業の必要性・補完性・効率性・有効性に着目して実施する「事務事業評価」に基づき、徹底的な見直しを行うこと。特に、必要性については、ゼロベースでの見直しを行うこと。

そのうえで、終期設定がなされている事業は着実に廃止するとともに、事業効果が薄れている事業は廃止・休止を検討すること。さらに、当面継続する事業も、課題・問題を整理の上、改善へ向けた方向性や方法を示すこと。

(5) 公共施設の利活用

昨年度より公共施設利活用検討チームを設置し、施設の有効活用や再配置について総合的な検討を行っており、本年8月に検討結果が報告されたところである。

予算要求にあたっては、この報告に基づき、計画的な修繕や光熱水費、保守点検経費等の一層の節減に努め、ライフサイクルコストの軽減、平準化を図るとともに、公共施設の再編整備についての検討を行うこと。

(6) 国等の予算編成の動向の把握

国では、概算要求が9月7日に締め切られたところであるが、要求総額が「歳出の大枠」を大幅に超えており、予算編成過程での要求額の圧縮が課題となっている。

このため、国庫補助負担金等については、国の予算編成の動向に注視し、国や県と十分に連携を取りながら、情報を的確に把握して、慎重かつ適切に見積もること。

(7) 特別会計・企業会計

特別会計・企業会計については、民間企業の経営感覚と経営ノウハウを取り入れ、経営改革に努めるとともに、会計の必要性や事業の存続にまで踏み込んで検討し、見直しを行うこと。

予算要求にあたっては、設置目的に鑑み、独立採算制を基本とし、使用料、手数料及び財産収入等の適正化に一層の努力を払い、安易に一般会計からの繰入金に依存しないこと。

なお、総務省基準に基づかない特別会計・企業会計への繰出金については平成24年度当初予算額以下に抑制するとともに、一般会計と同程度以上の予算要求基準を設定し、必要最少の所要額を見積ること。

(8) 外郭団体等の見直し及び予算要求

外郭団体等については、市に依存しない自主独立の経営体質への変革が必要である。経営の自立性と安定化を図るため、独自事業の実施及びこれに伴う独自財源の確保に努めるとともに、組織の在り方や事業計画の見直しを行うこと。

なお、維持管理費や事務費等の運営経費の要求は、平成24年度当初予算額から5%以上削減すること。

(9) 総合行政センターにかかる予算要求

予算要求にあたっては、原則、集中経費とし、本庁担当課に集約して要求すること。

ただし、事務の性質上、総合行政センターで執行しなければならないものについては、総合行政センターの担当課で要求することとし、予算執行に支障が出ないようにすること。

6 個別留意事項

(1) 歳入に関する事項

① 財源の確保

市税や、国・県支出金等の確保に努めることはもとより、新たな財源や有利

な財源の確保についても積極的に努力すること。特に、国庫支出金については、独自の地域政策を積極的に提案していくことで、国の財政支援を受けることに努めること。

② 市税

市税収入は、財政運営の根幹をなすものであることから、社会経済情勢の変動や税制改正の動向等に留意するとともに、十分な調査により潜在している課税客体の完全捕捉に努めるなど、適正に見積ること。

また、公平性の観点からも、未収金や滞納分を確実に減らすための効果的な対策を進め、徴収すべき歳入の確保に努めること。

③ 地方譲与税

国の税制改正の動向に注視し、適正に見積ること。

④ 分担金・負担金

特定個別的便益があるものについては適正な負担を求めるといふ、受益者負担の原則に従い、負担の適正化を図ること。

⑤ 使用料及び手数料

特定の行政サービスに要する経費の対価としての観点から、使用料及び手数料は、事業に要する経費を賄える額とすべきものであり、法令により決定されるものを除き、原則として平成20年度以降改正されていないものについては、見直しを図ること。

また、市税と同様、徴収すべき歳入の確保に努めるとともに、現在実施している使用料の減免についても、実態に即して適宜見直すこと。

⑥ 国・県支出金

国・県の予算編成の動向に十分留意し、適正に見積ること。

⑦ 財産収入

財産運用収入については、財産の適正な管理のもとに極力有利に運用し、増収を図ること。また、普通財産のうち、売却可能なものについては極力売却を行い、未利用財産の縮減と維持管理費の削減に努めること。

⑧ 市債

公債費負担が高水準かつ増加傾向にあることから、事業費の財源には、原則、市債以外の財源を充てること。その上で、やむを得ず市債を計上する場合には、地方交付税措置等の財政支援がある有利な市債の活用を図ること。

また、市債の要求にあたっては、事業の適債性、充当率、計上額などについて、事前に財政課担当者へ相談すること。

なお、次の地方債については、その取扱いに十分注意して要求すること。

ア 財政課への事前協議が必要な地方債

- ・ 合併特例事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債

イ 予算要求では計上してはいけない地方債

- ・ 行政改革推進債、退職手当債

⑨ 基金繰入金

基金の取崩しについては、今後の財政運営を考慮して判断する必要があることから、財政課と協議のうえ計上すること。

⑩ その他の収入

金額の多少を問わず貴重な財源という認識に立ち、増収に努めること。

(2) 歳出に関する事項

① 経費区分

要求にあたっては、義務的経費、事務・施設管理的経費、政策的経費（総合計画、その他）の区分別に要求すること。

② 事業費の積上げ

- ア 最少の経費で最大の効果が発揮できるよう創意と工夫に努めること。
- イ 長期的な視野に立って、関連事業、管理運営等を含めた、将来にわたる財政負担などを十分に調査したうえで事業を組み立てること。
- ウ 市町村合併によるスケールメリットを活かした事業の合理化に努めること。
- エ 事業の内容により継続費、債務負担行為の設定が必要な場合には、後年度の財政負担を考慮し、慎重を期すこと。
- オ 適正な積算が必要である建築工事や土木工事の事業費の積算は、事前に設計担当課に協議すること。
- カ 通常業務に必要な事務経費については、経常経費において要求することとし、特定の政策的経費の事業実施に伴い、どうしても必要となる事務経費は、必要最小限のものを事業費とともに見積もること。
- キ その他、別紙、「◎ 各歳出項目の積算について」に留意して、要求すること。

③ 補助事業

- ア 所管省庁の予算要求等に十分留意し、県担当課とも事前に協議のうえ計上すること。
ただし、新規の補助事業については、事業効果や国・県の事業期間等を十分に調査・検討し、安易な受け入れを行わないこと。
一方、国の制度改正等によって、本市においても必ず取り組まなければならない事業等については、本市においても当初予算に計上するように努めること。
- イ 国の公共投資関係費の動向にも十分に留意するとともに、事業効果等を勘案しながらその選択を行うこと。
- ウ 国・県補助事業にかかる市費の継ぎ足しについては、負担区分を明確にし、超過負担の解消に努めること。
- エ 国・県補助事業が廃止又は縮減される場合において、市債や一般財源への財源振替による継続実施は、原則、認めないので、事業の廃止又は見直しを行うこと。

特に、国庫補助金を財源として県で造成した基金による補助事業などのうち、平成24年度で補助対象となる事業期間が終了するものについては、期間が延長される事業を除いて、原則として事業終了とし、一般財源への振替えによる平成25年度以降の事業継続は認めないこととしている。

④ 単独事業

- ア 国・県補助事業との関連、並びに事業効果等について十分考慮すること。
- イ 補助金等については、従来から継続して見直しを行ってきたところであるが、さらに厳しく再点検を行い、特に、目的を達成したもの、補助金額が零細なもの、社会経済的な実情に合わなくなったもの、補助効果が乏しいもの等については、積極的に廃止に努めるほか、統合、終期設定等、その整理・合理化に努めること。

⑤ 情報システム関連経費

情報システム関連経費の予算計上については、システムの必要性や経費の妥当性、また導入後の運用経費等を十分検討するとともに、必ず情報統計課の導入審査を受け、審査結果に基づいて予算要求すること。

また、既存のシステムについても、保守・運用等の合理化を図り、経費の節減に努めること。

⑥ 経費の節減

- ア 前年から継続する事務事業の積算にあたっては、漫然と前年同様の積算基礎によることなく、物価の変動等に伴い節減できる経費を厳正に見積り、経費の節減に努めること。
- イ 物品購入、業務委託の予算要求のための参考見積りの徴収にあたっては、市場価格を適切に反映するために、複数の入札参加有資格者から徴収するとともに、契約の性質及び目的に応じ、内容ごとの積算内訳を示すよう依頼すること。
- ウ 集客が少ないイベントやシンポジウム、講演会、あるいは、竣工式等については、その効果や必要性について十分に検討し、見直しを行うこと。

(別紙)

◎ 各歳出項目の積算について

1 人件費

職員給与については、平成24年10月1日現在の人員を基礎として、後日、職員課から通知するものを計上すること。

指定管理者制度を導入した施設の取扱いについては別途通知するので、その通知に従って積算すること。その他の外郭団体等の人件費の積算については、事前に職員課と協議すること。

なお、平成23年度から、公益的法人等への派遣職員の人件費の取扱いを見直していることに留意すること。

2 賃金

賃金については、事務処理の能率的改善、行政運営の簡素化等により極力抑制すること。また、職員課と協議済のものについてのみ計上すること。

3 報償費

研修会、講習会等講師謝礼については、職員研修所の基準により見積ること。

また、研修会、講習会等については、その効果を評価し、必要に応じて統廃合等を行うこと。

4 旅費

用務の内容、緊急度を再検討し、必要最少の人数、日数、回数により積算することとし、総会・大会等の形式的参加は厳に慎むこと。

特に、補助対象経費については、他の経費との配分にも配慮しながら、適正に見積ること。

5 需用費

公共施設利活用検討チームの検討結果などにより、維持管理にかかる経費を可能な限り節減するとともに、引き続き、省資源・省エネルギー対策に十分配慮すること。

と。

また、真に必要となる経費を厳正に見積り、合併によるスケールメリットを活かせるように配慮すること。

(1) 消耗品費

在庫管理を徹底し、節減に努めること。

各所属独自による被服の貸与については、適切な更新期間毎に実施する場合、又は著しい損耗に対する補充の場合に限ること。

(2) 燃料費及び光熱水費

石油製品等は、使用数量を的確に把握し、創意と工夫により節減を徹底すること。

(3) 食糧費

社会通念上相当と認められる範囲内で、必要かつ最小限の額にとどめるとともに、内容についても十分精査し、儀礼的なものについては、原則、廃止すること。

(4) 印刷製本費

可能な限り庁内印刷等を活用するほか、内容を精査し、類似刊行物の整理統廃合を検討するとともに、ペーパーレス化や、頁数・印刷部数・紙質等の見直しに努めること。

(5) 修繕料

施設の管理にあたっては、常に点検を行い、その効用を長期間十分発揮させるとともに、機能を持続させるよう計画的な維持修繕に努めること。

6 役務費

通信運搬費、手数料については、実績等により適正な額を見積ること。

また、車検手数料など、他の経費に伴う手数料を忘れずに要求すること。

7 委託料

委託業務の内容について再検討し、人員、日数、回数等の見直しを行い、節減に努めるとともに、競争原理の導入により適正かつ妥当な額を見積ること。

箱物等の設計委託については、工事のコスト縮減を図るだけでなく、必要最小限の面積、仕様にするとともに、積雪寒冷地という場所柄を勘案し、完成後の維持管

理費（光熱水費、修繕費等）にも留意するなど、トータルコストを最少に抑える設計とすること。

指定管理者への委託料については、債務負担行為で設定した年割額で要求すること。

8 使用料及び賃借料

関連する諸会議の整理合理化や、使用料が必要のない市有施設を活用するなど、その効率的な運用と使用料等の節減に努めること。

また、物品を調達するにあたっては、リースとするか、買取りとするかについて、トータルコストが最小に抑えられるように、最適な調達方式を検討するとともに、リース契約に際しては、必要最小限の仕様と適正な年限を設けること。

9 工事請負費

事業の緊急性、行政効果、施設水準（規模・グレード）の適正化等について十分に検討するとともに、公共工事のコスト縮減を図り、超過負担や後年度の負担等についても留意すること。

10 原材料費

数量等は、必要最小限にとどめること。

11 公有財産購入費

公有地の取得については、事業着手時期を十分に考慮するとともに、地価の動向、将来の財政に及ぼす影響等についても十分に配慮し、未利用のまま土地を長期間保有することのないよう計画的に取得すること。

また、遊休財産の活用についても検討すること。

購入価格については、内規や周辺の地価の動向、不動産鑑定等に基づき、適正な単価で見積もること。

土地開発公社保有の土地については、利息負担等を考慮して、計画的に買戻しを進めること。

12 備品購入費

修繕可能なものは極力修繕して使用することともに、購入にあたっては、数量やグレードに留意して、必要最小限の要求とすること。

また、保有する備品等について、部局・総合行政センター間で情報を共有し、不用備品の有効活用を図り、安易な新規購入を行わないこと。

13 負担金、補助金及び交付金

補助金等については、すべてにおいて、必ず見直しを行い、必要不可欠なものに限って見積ること。

特に、補助金については行政効果を精査するとともに、次の事項に留意すること。

- ① 新規の補助金を設ける場合は、既存補助金等の廃止を前提とし、必ず終期を設定すること。
- ② 全額市補助金で賄われている団体に対する補助金は、原則として認めない。
- ③ 補助団体の運営状況を常に把握し、多額の剰余金が生じている団体については、運営状況等を精査し、補助金額の削減、廃止を行うものとする。
- ④ 事業目的等が類似している補助金については、統廃合を進め、全体額の削減を図ること。

14 扶助費

国・県の制度によるものについては、国・県の予算編成の動向を注視し、情報を的確に把握するとともに、社会・経済情勢の動向にも十分に留意し、対象者数及び所要見込額を确实かつ適正に見積ること。

市単独制度のものについては、あらゆる角度から見直しを行うとともに、国・県の制度によるものと同様に、年間所要額を确实かつ適正に見積ること。